

④ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければなりません。自ら処理できない場合は、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することができることとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者（許可の数）は表1-87、表1-88のとおりであり、平成22年度末で知事の許可が2,288件、鹿児島市長の許可が1,109件、合計して3,397件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集・運搬業が圧倒的に多く、合計して3,063件と全許可件数の約90%を占めています。

表1-87 産業廃棄物処理業の許可状況（1）

（知事許可分）

業種 \ 年度	平成元年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
収集・運搬	274	1,520	1,657	1,802	1,914	2,126	1,980	2,039	2,046	2,056	2,030
中間処理	49	201	226	252	265	279	253	247	252	237	234
最終処分	26	32	32	32	27	27	30	29	26	24	24
計	349	1,753	1,915	2,086	2,206	2,432	2,263	2,315	2,324	2,317	2,288

表1-88 産業廃棄物処理業の許可状況（2）

（鹿児島市長許可分）

業種 \ 年度	平成元年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
収集・運搬	171	711	764	820	860	933	989	1,027	1,043	1,068	1,033
中間処理	11	54	61	66	66	77	77	74	77	70	67
最終処分	10	8	8	6	10	12	13	10	9	9	9
計	192	773	833	892	936	1,022	1,079	1,111	1,129	1,147	1,109

(2) 対策

① 鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

（主な内容）

ア 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進

イ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

（ア）県内処理体制の整備等

a 安定型最終処分場の整備促進

b 管理型最終処分場の整備促進

c 中間処理施設の整備促進

d ミニ処分場の適正化

e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制

（イ）産業廃棄物処理の適正化

（ロ）排出事業者処理責任の確立

（ハ）不法投棄対策の推進

ウ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

② 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に適切に対処するため、平成3年4月1日に「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

(指導要綱の規定内容)

- ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施
- イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施
- ウ 不法投棄対策
- エ 事故時の措置
- オ この指導要綱を遵守しない場合の勧告及び公表

③ 立入調査及び収去試験

金属等（有害物質）を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施しています。

なお、平成22年度の収去試験実施状況は表1－89のとおりです。

表1－89 収去試験実施状況（平成22年度）

業 種 等	試料名	検体数	事業所
産業廃棄物最終処分場	浸透水	22	22
	浸出水	2	1
中間処理施設・排出事業者	汚 泥	8	7
周辺環境影響調査	地下水、井戸等	12	2
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん、燃え殻	16	16
合 計		60	48

④ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との協調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理指導に努めています。

平成22年度においても、県警本部、第十管区海上保安本部、(社)鹿児島県産業廃棄物協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施や鹿児島県森林組合連合会との産業廃棄物の不法投棄等の情報提供等に関する協定の締結、ラジオCM、新聞広告、ポスター作成、広報番組等の取組を実施しました。

⑤ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めています。

⑥ 特定の産業廃棄物対策

ア 家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、現在、約8割がたい肥化处理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化处理等により、概ね適正に処理されています。

しかし、一方、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域環境と調和した環境保全型畜産を確立する必要があることから、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく県計画を策定して、適正処理及び利用の促進のための取組を行っています。

イ 焼酎粕

本県における焼酎粕の処理対策については、通常の污水处理施設では対応が難しいこと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラントによる処理、農地還元、畜産飼料化などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し依頼しています。

なお、平成22酒造年度（22年7月～23年6月）では、298千トンの発生量に対して、206千トン（69.2%）が陸上プラント等、41千トン（13.8%）が農地還元、51千トン（17.1%）が飼料の方法で処理されており、平成22酒造年度から海洋投入による処理は0（ゼロ）となっています。

ウ 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、マニフェスト制度の運用などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

エ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止、回収・保管の行政指導がなされましたが、その後30年間の長期にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありました。

その後、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務づけられました。

平成16年4月に、国の管理のもとPCB廃棄物の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社」が設立され、平成16年から全国5ヶ所でその処理が開始されたところです。

本県のPCB廃棄物は、527事業所（平成22年3月末現在）で保管しており、高圧トランスは29事業所、高圧コンデンサは315事業所となっています。

本県では、平成20年3月に策定し、平成22年3月に改訂した「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内のPCB廃棄物の収集運搬など具体的処理方法等を決定し、関係機関と連携してPCB廃棄物の適正処理を推進することとしており、本県を含む西日本17県分と併せて、北九州市に整備された日本環境安全事業株式会社北

九州事業所で平成20年度から25年度までに処理されることになっています。

⑦ その他の対策

ア 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

産業廃棄物は，発生形態が複雑で種類も多種多様であり，排出の抑制や減量化，リサイクルが進んでいないものもあります。

そのため，より一層産業廃棄物を資源として有効利用し，環境に対する負荷を軽減するために，産業廃棄物税による税収を活用して，排出事業者等が行うリサイクル等に資する施設整備や研究開発に対して助成を行い，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルを推進します。

イ 県外産業廃棄物の搬入抑制

九州各県の排出事業者からの県外産業廃棄物の搬入については，これまでの地域的・経済的つながりを考慮して，知事が特に認めたときに限り搬入を認めることとしていますが，最終処分を目的とした搬入については，地元市町村長の意見を聴いて適切に対応することとしています。

その他の地域の排出事業者からの搬入については，原則として認めないこととしています。

(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備

薩摩川内市川永野地区において実施した立地可能性等調査の結果を踏まえ，安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設が可能であると判断し，平成20年9月に同地区を整備地として決定し，平成21年度に基本計画，基本設計を行い，平成22年10月に事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社が，設計・施工業者を決定しました。

また，平成23年1月に関係自治会と基本協定や環境保全協定，地域振興策に関する協定書の締結を行い，同年3月には財団法人鹿児島県環境整備公社に対し，廃棄物処理法に基づく施設設置許可を行いました。

さらに，管理型処分場について理解をいただくため，関係自治会の住民の方々に対して，施設の概要などについて，自治会ごとの説明会の開催や戸別訪問による説明を行うとともに先進地視察などを実施しました。

薩摩川内市民の方々に対しては，環境整備公社だよりの配布などにより，管理型処分場の安全性等について啓発に努めています。

4 廃棄物・リサイクル対策の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し，環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが求められています。

このような中，県においては，平成14年3月に策定した「県廃棄物処理計画」（平成18年3月改定，平成23年3月改定）に基づき，循環型社会の形成を図るため，県民，排出事業者，処理業者，市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって，廃棄物の減量化，リサイクル，適正処理等を推進するとともに，リサイクル関連施設の整備を促進するほか，県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

(1) 一般廃棄物

① 容器包装リサイクルの取組み

容器包装のリサイクルについては，容器包装リサイクル法に基づき，県内のすべての

市町村が分別収集計画を策定し、分別収集に取り組んでいます。

県内市町村の平成22年度分別収集実績では、容器リサイクル法に規定する10品目（瓶類、缶類、プラスチック類など）のうち、一市町村当たり約8.5品目の分別収集を実施しています。（表1－90）

今後は、容器包装廃棄物の一層の排出抑制や質の高い分別収集、分別品目数の増加への取り組みが求められています。

② ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会、スーパーストア代表、百貨店代表、(社)日本フランチャイズチェーン協会、行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催したほか、レジ袋の削減等に取り組むことでごみ減量化を推進するため、九州7県合同で「九州統一マイバッグキャンペーン」（10月1日～31日）を実施するなど県民の方々の意識啓発に努めました。

③ 家電リサイクルの促進

家電リサイクル法に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ（プラズマ、液晶を含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の円滑なリサイクルを促進するため、パンフレット等による制度の普及啓発に努めるとともに、離島地域における運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策事業協力」制度は、18市町村が活用しています。

④ 自動車リサイクルの促進

自動車リサイクル法に基づき、廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や、パンフレット等による制度の普及啓発を行うとともに、離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策支援事業」は、20市町村が活用しています。

⑤ リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画等に基づき、平成22年度は次の市町村等においてリサイクル関連施設の整備が行われています。

- ・リサイクルセンター 南種子町（H21～H22）種子島地区広域事務組合（H21～H23）
- ・ストックヤード 鹿児島市（H21～H23）霧島市（H21～H23）

表 1-90 平成22年度分別収集実績

(単位：トン)

区 分	平成22年度 収集実績量	平成22年度 再商品化処理量	(参考) 平成21年度 再商品化処理量
無色のガラス	2,931.75	2,848.97	2,925.62
茶色のガラス	5,180.34	5,091.43	5,137.15
その他のガラス	993.11	961.94	978.21
ペットボトル	3,689.52	3,510.74	3,607.48
紙製容器	1,465.38	1,482.40	1,633.25
プラ製容器	7,626.38	7,419.32	7,187.58
白色トレイ	108.49	101.23	109.12
鋼製容器	3,666.93	※ 3,667.82	※ 4,440.70
アルミ製容器	2,219.78	※ 2,223.56	※ 2,391.77
飲料用紙製容器	219.68	213.28	※ 246.35
ダンボール	8,910.59	8,898.37	9,490.89

※ 平成21年度に収集し保管していたものが、平成22年度に再商品化処理されたため、再商品化処理量が収集実績量を上回っている。

(2) 産業廃棄物

① 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他の処理に関する計画の作成を指導しました。

② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し、廃棄物の排出抑制・リサイクルの取り組みなどへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

- 1 目的
循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。
- 2 納税義務者
県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
- 3 課税客体
県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
- 4 課税標準
県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
- 5 税率
焼却施設への搬入 800円/トン
最終処分場への搬入 1,000円/トン
- 6 税収の用途
循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

④ 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

5 鹿児島県廃棄物処理計画

近年、廃棄物の排出量は、減少傾向にあるものの、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、最終処分場の残余容量のひっ迫等、なお様々な課題が残されています。

これらの問題を解決し、恵み豊かな環境を次の世代へ引き継いで行くためには、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めるとともに、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが必要です。

このため、国においては「廃棄物処理法」の改正や、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第2次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、循環型社会の形成に向けての基本的な枠組みを示すとともに、各種リサイクル法の制定や施策実施等の対応が図られてきたところ です。

本県においては、これまで「県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定、平成18年3月改定）のほか、「県産業廃棄物の処理に関する基本方針」（平成9年12月策定）や「県分別収集促進計画」などを策定し、廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理を推進するための施策を展開してきましたが、前計画策定後、各種リサイクル法の施行に伴う状況の変化や循環型社会の形成、地球温暖化防止に向けた新たな取り組みなど、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、廃棄物処理法の規定に基づき、平成23年3月に県廃棄物処理計画を改定しました。

－ 廃棄物処理計画の概要 －

（計画期間）

平成23年度～平成27年度

（基本的な考え方）

○一般廃棄物

- ◆排出抑制、減量化、リサイクルの推進
- ◆適正処理及び施設整備の推進
- ◆一般廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

○産業廃棄物

- ◆排出事業者処理責任の原則の徹底
- ◆産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進
- ◆産業廃棄物処理施設の整備推進
- ◆産業廃棄物の適正処理の推進
- ◆産業廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進